破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第２１８号
群馬県高崎市下大類町1258番地
破産者　株式会社壱乃屋
1　破産債権の届出期間　平成30年３月14日まで
2　一般調査期日　平成30年５月９日午前11時10分
平成30年２月14日　前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第２２０号
愛媛県伊予郡砥部町川井1148番地１
破産者　遠藤　伸司
1　破産債権の届出期間　平成30年３月15日まで
2　一般調査期日　平成30年４月12日午後２時15分
平成30年２月15日　松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４７６４号
大阪市福島区玉川２丁目６番１号Ａｐａｒｔｍｅｎｔ　Ｔａｍａｇａｗａ　503号
破産者　山本　晃平
1　破産債権の届出期間　平成30年３月20日まで
2　一般調査期日　平成30年４月26日午後２時30分
平成30年２月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０３号
愛知県一宮市篭屋４丁目１番15号
破産者　髙橋　　博
1　破産債権の届出期間　平成30年３月22日まで
2　一般調査期日　平成30年４月13日午前10時
平成30年２月14日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第８７１号
神戸市兵庫区浜中町２丁目５番19号
破産者　株式会社ティーエス
1　破産債権の届出期間　平成30年３月22日まで
2　一般調査期日　平成30年５月17日午後２時15分
平成30年２月14日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８８７号
神戸市東灘区岡本１丁目９番29号３階
破産者　杉本　和正
1　破産債権の届出期間　平成30年３月22日まで
2　一般調査期日　平成30年５月16日午後１時30分
平成30年２月14日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０２５号
神戸市灘区徳井町２丁目１番６号　ミレアプロ六甲501
破産者　屋敷　道明
1　破産債権の届出期間　平成30年３月22日まで
2　一般調査期日　平成30年４月19日午前10時45分
平成30年２月14日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８７号
長崎県諫早市長田町2201番地１　グリーンフィールドながた203号
破産者　永川　民子
1　破産債権の届出期間　平成30年３月22日まで
2　一般調査期日　平成30年５月９日午後２時
平成30年２月14日
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第８８号
北海道帯広市柏林台北町３丁目１番地　柏林台北町1060、開始決定時の住所北海道帯広市西５条北４丁目３番地２
破産者　宇佐美克彦
1　破産債権の届出期間　平成30年３月29日まで
2　一般調査期日　平成30年４月26日午前10時
平成30年２月15日
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第５９７号
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目７番７－703号
破産者　工藤　宏正
1　破産債権の届出期間　平成30年３月30日まで
2　一般調査期日　平成30年５月16日午後３時40分
平成30年２月15日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１５８８号
埼玉県朝霞市岡３丁目２番24号、破産手続開始時の住所埼玉県朝霞市根岸台４丁目２番66号
破産者　市毛　秀伸
1　破産債権の届出期間　平成30年４月30日まで
2　一般調査期日　平成30年６月19日午後２時30分
平成30年２月13日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

特別清算開始

平成３０年（ヒ）第２００９号
東京都渋谷区恵比寿西１丁目18番７号
清算株式会社　ＭＦＳＪ株式会社
代表清算人　前山　暁子
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成３０年（ヒ）第１号
沖縄県沖縄市住吉１丁目14番30号
清算株式会社　株式会社ホワイト急便具志川
代表清算人　安慶名　剛
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
那覇地方裁判所沖縄支部

特別清算終結

平成３０年（ヒ）第２０１０号
東京都江東区大島５丁目34番２号
清算株式会社　広栄建設株式会社
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第１１号
兵庫県姫路市飾磨区中島字相生梅2172番地の１
清算株式会社　株式会社玉岡マテリアル
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第一　通則
1　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち、解散日翌日以降の利息及び遅延損害金については本協定認可決定確定時にその全額の免除を受ける。
2　弁済の場所及び端数の処理
⑴　協定における弁済は、清算人代理の事務所において行う。ただし、協定債権者が特定の金融機関の口座への振込送金を文書で求めたときは、その口座に振込送金する方法で弁済する。この場合の振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　弁済額の計算において生じる１円未満の端数は切り上げる。
第二　弁済率
1　弁済率の計算
⑴　弁済の対象となる弁済原資総額は、換価代金総額から公租公課、特別清算手続に必要な費用を除いた残額をいう。
⑵　弁済対象債権額とは、第三２⑴イ及び第四２⑴イの合計額をいう。
⑶　弁済率とは、弁済原資総額を弁済対象債権額で除する方法により計算された率をいう。
第三　一般債権
1　一般債権の定義
一般債権とは、協定債権のうち、関係人債権に該当しないものをいう。
2　一般債権の弁済及び免除
⑴　清算株式会社は、本協定認可決定確定後、１ヶ月以内に、以下の方法にて弁済を行う。
ア　各一般債権者の債権額について、「元本」、「解散日迄の利息」、「解散日迄の遅延損害金のうち年６％の割合による金額迄の額」、及び「解散日迄の遅延損害金のうち年６％の割合による金額を超える額」で区分された額を算出する。
イ　弁済の対象となる弁済対象債権額は、「元本」、「解散日迄の利息」、及び「解散日迄の遅延損害金のうち年６％の割合による金額迄の額」の合計額をいう。
ウ　イにより算出された弁済対象債権額に、弁済率を乗じた金額をもって各一般債権に対する具体的弁済額とする。
エ　清算株式会社は、ウにより算出された具体的弁済額を支払う。
⑵　一般債権者は、本協定認可決定確定日の属する月の翌月末日に、⑴ウの具体的弁済額を控除した残余の一般債権を免除する。
第四　関係人債権
1　関係人債権の定義
関係人債権とは、協定債権のうち、玉岡鍾一、玉岡正光、玉岡清光、双商株式会社が有するものをいう。